


所管部課		子育て支援部 保育課		部長	吉沢 寿子		
件名		東大和市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則について					
		区分	○	1 審議事項		2 報告事項	
関係事項	条例規則						
	部課機関						
<p>1. 要旨</p> <ul style="list-style-type: none"> 国は平成29年度より利用者負担額（保育料）の引き下げを決定し、子ども・子育て支援法施行令の一部改正をおこなった。それに伴い市の保育基準を変更する。 児童福祉法の一部改正に伴い、文言整理等を行う。 <p>(1) 主な改正点</p> <p>①別表第1</p> <ul style="list-style-type: none"> D2階層の利用者負担額（月額） ※16,000円→14,100円 備考欄 ※備考2のD1階層の項中「14,000」とあるのは「7,000」→「14,000」とあるのは「2,800」 D2階層の項中「16,000」とあるのは「7,500」→「14,100」とあるのは「3,000」 ※備考3の「情緒障害児短期治療施設通所部」→「児童心理治療施設通所部」 ※備考4の「第2子の利用者負担額の算定方法」について、「利用者負担額に2分の1を乗じて得た額」の次に「ただし、B階層の世帯にあつては、無料」と追加 <p>②別表第2</p> <ul style="list-style-type: none"> 階層区分（A階層）の定義 ※第6条の4第1項→第6条の4（条項の整理） 備考欄 ※備考4の「情緒障害児短期治療施設通所部」→「児童心理治療施設通所部」 <p>(2) 施行日 公布の日（平成29年4月1日から適用）</p> <p>(3) 影響及び効果 低所得世帯の利用者負担額（保育料）が更に減額される。</p>							
<p>2. 経過（現時点に至るまでの経過） 文書課において審査済み</p>							
<p>3. 留意事項（問題点等） 特になし</p>							
<p>4. 主管部処理案（検討結果等） 庁議における審議終了後、速やかに改正手続きを進めたい。</p>							
<p>5. 審議結果</p>							

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。